

立川市第2次自転車活用推進計画 取組状況

1 安全性の向上

(1) 交通安全意識の向上と行動の徹底

① 学校における自転車安全教育

施策	①-1 小学校における安全教育 小学3年生を対象とした「自転車運転免許証制度」を始めとした、学校活動、学校行事を中心にした参加・体験的な安全教育を引き続き実施します。 ①-2 中学校における安全教育 スケアード・ストレイト方式による自転車の安全教育を継続し、危険をより具体的にイメージできるような交通安全教室を実施します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	A				
今後の展開	継続				

② 高齢者向けの自転車安全教育

施策	老人クラブ等の地域団体と連携し、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による自らの身体の変化を感じ取ってもらうとともに、安全な自転車利用のための知識・技能の向上を目指します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	A				
今後の展開	継続				

③ 企業における自転車安全教育

施策	自転車通勤や業務で自転車を使用している企業を中心に、事業主の従業員に対する安全教育の一環として、警視庁が実施している「自転車安全利用モデル企業」の市内事業者への周知により安全教育を推進します。 また、企業における安全教育は若年層から高齢層まで幅広い年代を対象とした教育の場であり、さらにその家族に対する波及効果も期待できることから、市内の事業者と連携した安全教育の実施方法等を検討します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	A				
今後の展開	継続				

④ 駐輪場における安全利用啓発

施策	駐輪場内で実施している「自転車安全点検キャンペーン」を継続し、自転車の点検や安全利用について利用者に呼び掛けを行います。				
実績	令和7年度 一部の市営駐輪場で 自転車安全点検キャ ンペーンを実施。	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	B				
今後の展開	継続				

⑤ 自転車教室（競輪場等）

施策	立川競輪場では、自転車に乗ることが苦手な小学生のための自転車教室を実施し、自転車利用の啓発を行っています。競輪場における自転車教室を継続実施する他、様々な形で自転車教室の実施について検討します。				
実績	令和7年度 11月に競輪場で予 定していた「自転車 に乗れない小学生の ための自転車教室」 は天候不良により中 止。	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	B				
今後の展開	継続				

⑥ 自転車販売時の安全利用啓発

施策	市内の自転車商組合に働きかけ、自転車の販売時における自転車の安全利用啓発の実施を検討します。				
実績	令和7年度 ヘルメット事業協力 店である自転車販売 店で青切符制度導入 についての啓発品配 布を予定。	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	-				
今後の展開	-				

⑦ 走行環境整備・維持管理・改善・周知

施策	自転車関連事故減少に向け、「自転車は車道の左側を通行」が原則というルールの周知を目的とし、車道左側の歩道寄りに自転車ナビマーク・自転車ナビラインを設置していきます。これにより、歩道上の歩行者の安全性や自動車運転者の自転車に対する意識の向上を図ります。 また、既存のナビマーク・ナビラインの維持管理も重視しながら新たな路線への整備を進めるとともに、広幅員の道路には自転車専用通行帯の整備も検討します。				
実績	令和7年度 市道1級14号線松 中通りに自転車ナビ マーク・ナビライン を1.2kmの区間で設 置予定。	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	-				
今後の展開	-				

⑧ 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

施策	自転車安全利用五則について、多くの方の目に触れるよう公共施設内等にリーフレットを設置し、通行ルールの一層の周知に努めます。 自転車事故の抑制には、自動車のドライバーや歩行者が自転車ルールを理解した上で、自転車に配慮した運転や行動を心がけることが重要です。 自転車利用者に対してだけでなく、自動車のドライバーや歩行者に対する走行ルールの周知・啓発を行い、お互いの配慮による安心感の醸成を図ります。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	市のホームページや窓口、一部の市営駐輪場で自転車安全利用五則についての掲示を行った。 また、立川国立地区交通少年団と協力し、広報たちかわで自転車安全利用五則を周知。				
評価	B				
今後の展開	継続				

(2) 事故への備えの充実

⑨ 通学路合同点検の実施

施策	自転車利用者が、児童を巻き込んだ自転車事故の加害者となることを防ぐために、通学路合同点検の実施をすすめます。 本市では、交通安全及び防犯等の複合的な観点から通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成30年9月、「立川市通学路安全プログラム」を策定しました。 本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校6校（第一小・第三小・第四小・第六小・第七小・新生小）で通学路点検を実施。				
評価	A				
今後の展開	継続				

⑩ 自転車運転者講習制度の着実な運用

施策	自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して自転車運転者講習の受講を命令する制度(自転車運転者講習制度)の周知等、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図ります。 また、自転車は手軽に乗れる乗り物である反面、相手が死傷すれば自動車事故と同じように刑事・民事の両面で重い責任を問われ、加害者・被害者とも大きな代償を払う危険な乗り物であることをあらためて周知する等、悪質・危険な自転車利用につなげないための取組も検討します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	市のホームページで自転車運転者講習制度について周知。				
評価	B				
今後の展開	継続				

⑪ 民間事業者等と連携した保険加入の広報・啓発

施策	<p>自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額な賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、東京都では、令和2年4月「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正を行い、自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済への加入が義務化されました。</p> <p>本市においても、保険事業者による自転車損害賠償保険の普及を進めるとともに、自転車利用者や業務で自転車を利用する事業者による自転車損害賠償保険への加入等の促進を行います。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	市のホームページで自転車損害賠償保険の案内を実施。一部の市営駐輪場で定期契約利用者が無料で自転車保険に加入できるサービスを実施。（対人賠償責任保険金支払限度額1億円）				
評価	B				
今後の展開	継続				

⑫ ヘルメット着用の広報啓発

施策	<p>自転車事故の死者のうちヘルメットを着用していない人の約6割が頭部への致命傷を負っており、自転車事故においてはいかに頭部を保護するかが大切です。自転車用ヘルメットの着用については、改正道路交通法の施行により努力義務となっています。</p> <p>広報啓発活動を実施するとともに、「努力義務だから」ということで着用を促すだけでなく、「何故着用した方がいいのか」という着用のメリットの情報発信もあわせて検討します。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	立川市民を対象に、事業協力店でヘルメットを購入した際、2,000円を助成する事業を行い、令和7年度は1,452個の購入に助成。（R7.10月末時点） 春・秋の全国交通安全運動キャンペーン、自転車安全利用TOKYOキャンペーン、高齢者交通安全講習会等において啓発を実施。				
評価	A				
今後の展開	継続				

2 快適性の向上

(1) 自転車駐輪環境の整備

⑬ 駐輪場環境の快適性向上【⑬-1】

施策	自転車駐車場全体としては、収容可能台数に対し駐車台数は大きく下回っている状況であり、限られた公共空間の有効活用のため、次の取組を進めます。 ⑬-1 幅にゆとりをもたせた駐輪スペースへの移行 チャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型自転車の利用が増えていることや、通常の駐車スペースでの利用が困難な利用者に対する思いやりの観点から、利用環境の改善により更なる快適性の向上を図るため、大型車専用エリアやラックを設置しない平置きエリアの拡充、ラック幅の見直し等を行います。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場に、チャイルドシート付自転車の利用が増加したため、チャイルドシート付自転車専用エリアを設置。				
評価	A				
今後の展開	継続				

⑬ 駐輪場環境の快適性向上【⑬-2】

施策	⑬-2 回遊性向上のための自転車駐車場のあり方を検討 現在課題の多いタワー型自転車駐車場の今後のあり方や、できる限り目的地の近くまで移動することによる放置自転車台数減少・利便性向上のための小規模分散型自転車駐車場整備の可能性、シェアサイクルの普及による市営自転車駐車場のあり方等を検討します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	自転車等駐車場のあり方に関する検討調査業務を調査会社に委託中であり、調査結果を基に、今後の駐輪場の環境整備や料金体系等について検討予定。				
評価	-				
今後の展開	-				

⑬ 駐輪場環境の快適性向上【⑬-3】

施策	⑬-3 無料自転車駐車場の有料化による環境整備 現在無料の自転車駐車場を含め、受益者負担の原則に基づき適正な利用料金の検討を行います。無料自転車駐車場の有料化、有料自転車駐車場の利用料金設定の見直し等により、各自自転車駐車場の利用を平準化（分散）させることで、快適な駐輪場環境を創出します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	自転車等駐車場のあり方に関する検討調査業務を調査会社に委託中であり、調査結果を基に、今後の駐輪場の環境整備や料金体系等について検討予定。				
評価	-				
今後の展開	-				

⑭ 多様な自転車が利用しやすい環境整備

施策	近年、チャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型自転車やスタンドのない自転車、ファットバイクのようなタイヤの太い自転車、といったように自転車の多様化が進んでいます。様々なタイプの自転車が停めやすいスペースの検討や、高価な自転車も安心して停められるような盗難対策の検討等を行うことで、利用しやすい環境を整備します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場にて、チャイルドシート付自転車の利用が増加したため、専用エリアを設置。				
評価	A				
今後の展開	継続				

⑮ 放置自転車クリーンキャンペーンの継続及び内容の見直し

施策	平成14年度より実施している放置自転車クリーンキャンペーンを継続実施します。また、実施内容や実施時間等について、これまでの検証を基に見直し、より効果的な放置自転車クリーンキャンペーンの実施を目指します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	放置自転車が多いエリアを中心に、春・秋に計4日間、放置自転車クリーンキャンペーンを実施。				
評価	A				
今後の展開	継続				

⑯ 自転車撤去の実施と今後のあり方に関する検討

施策	<p>放置自転車台数全体としては近年減少傾向が継続しているものの、下げ止まりの状況とも考えられます。また、一部商業施設周辺においては、特定の時間帯になると路上に駐輪してしまう人が多数出てしまうという状況も見受けられます。これらのことを踏まえ、次の取組を進めます。</p> <p>⑯-1 放置された自転車に対する対策 放置自転車の台数は減少傾向が継続しているものの、夕方から夜間の放置自転車等、依然として対策すべき放置自転車問題が残されています。そのような問題の解決を目指し、撤去体制の見直しや運用の変更等を検討します。</p> <p>⑯-2 放置させないための対策 これまでの放置された自転車の対策とあわせて、放置させないための対策・取組の検討を行います。多くの放置自転車が見受けられる商業施設等に対して責任を持った対策の検討等を働きかけ、市と連名での注意喚起ポスター掲示、商業施設側から利用客への駐輪場利用案内等を行います。 また、ホームページや自治会への回覧等を通じ、何故放置自転車をしてはいけないのかということについての情報発信を積極的に行います。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	<p>【⑯-1】 放置自転車が多い場所に案内整理員の常時配置や、配置時間の延長を行った。</p> <p>【⑯-2】 商業施設に要請し、駐輪禁止看板設置やポスターの掲示、駐輪場利用を促す館内放送を実施。</p>				
評価	A				
今後の展開	継続				

(2) 自転車の利便性、回遊性の向上

⑰ 公共交通機関との連携

施策	公共交通機関と連携し、サイクル&モノレールライド等、自転車と公共交通機関双方の利用促進に繋がる施策に取り組みます。サイクル&モノレールライドとは、出発地点(自宅など)から自転車で最寄りのモノレール駅まで行き、モノレール駅付近の駐輪場に自転車を駐車し、モノレールに乗り換えて目的地に向かうこと、モノレールを利用して目的地の最寄り駅まで行き、モノレール駅から自転車で目的地に向かうことを指します。 モノレール駅付近に駐輪場やシェアサイクルステーション等の設置を行い、事業者と連携しながら自転車からモノレールへの乗り換え利用を促進し、ターミナル駅への自転車の乗り入れのコントロールを図ります。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	モノレール駅5駅 (柴崎体育館駅・高松駅・泉体育館駅・砂川七番駅・玉川上水駅) 付近にシェアサイクルステーションを配置。				
評価	B				
今後の展開	継続				

⑱ 広域連携を視野に入れた走行環境整備

施策	観光を始めとした様々な分野において広域連携が促進されるよう、引き続き、隣接市との連続性に配慮した自転車走行環境整備を実施します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	松中通りに自転車ナビマーク・ナビラインを設置することで、接続する武蔵村山市域内の都道162号線との自転車ナビマーク・ナビラインの連続性を確保予定。				
評価	-				
今後の展開	-				

⑲ 自転車等と新たな電動モビリティの共存の検討

施策	自転車の多様化や新たな電動小型モビリティの開発・普及が進んでいます。新たな電動小型モビリティは、渋滞等の社会課題の解決や新しいビジネスの創出、地域の活性化といった観点からも期待されるツールであるとともに、交通の安全と生活に必要な移動手段の確保を同時に実現する有効なツールとして注目されています。 改正道路交通法の施行により、令和5年7月から電動キックボードなどの「特定小型原動機付自転車」が免許不要で公道を走行できるようになり、車道を走る際と歩道を走る際に走行モードを切り替えることで、車道・歩道の両方で走行できるようになりました。 自転車の交通ルール以外にも電動小型モビリティの正しい交通ルール等の情報を的確に発信することで、自転車利用者とその他のモビリティ利用者がお互いの交通ルールを理解することにつながり、安全に出かけられるような交通環境を整備します。 また、自転車以外の電動小型モビリティによる移動が市内の回遊性向上につながる可能性もあるため、安全利用の周知を含め、電動小型モビリティに関する情報発信のあり方を検討します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	市のホームページにて電動キックボードやペダル付原動機付自転車等の新たな電動モビリティや交通ルールについて周知。				
評価	B				
今後の展開	継続				

3 新たな価値の付加

(1) 生活を豊かにする自転車利用の促進

⑳ 企業等と連携した自転車通勤の啓発

施策	<p>自転車通勤は、従業員、企業、市にとってそれぞれメリットがあります。 従業員にとっては、自転車の利用により生活習慣病の改善等の健康増進、それに伴う医療費の削減等が期待できます。 企業にとっては、従業員の通勤手当削減といった経費削減効果や、自転車に乗って気分良く通勤している従業員は自転車通勤をしない場合に比べ、時間管理や身体活動、集中力などが向上するとともに、仕事の質や量・スピードが向上するという報告があり、労働生産性の向上も期待できます。さらに、事業者として自転車通勤の促進に取り組むことは、環境にやさしい、健康的といったイメージアップや社会的評価につながることも、健康経営企業への認定につながることも期待できます。 市にとっては、自転車の利用により自動車の利用量が減少することで、渋滞の緩和、二酸化炭素（CO2）削減といった環境負荷の低減といった効果が期待できます。 このように、メリットが大きい一方、企業がデメリットと考えるのは、通勤途中での交通事故や天候などが大きな要素となっています。 こうしたメリット・デメリットの情報を積極的に発信することで、自転車通勤の啓発に取り組みます。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	未実施				
今後の展開	-	-	-	-	-

㉑ 災害時・感染症流行時における自転車利用体制づくりの検討

施策	<p>災害が発生し都市交通機能が停止した場合、被災者の避難時の移動、支援物資の運搬や医療拠点への移動等に自転車は非常に有効であるため、日頃からそうした情報発信を行います。 また、自転車の機動性に着目し、地震をはじめとする大規模災害が発生した際の職員の参集や被災状況等の把握に自転車を活用することができるような体制づくりの検討、シェアサイクル事業者と協議の上、災害時にシェアサイクルを有効活用できる仕組みづくりを検討します。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価	災害時におけるシェアサイクルとそのバッテリーの活用について、シェアサイクル事業者と協議中。				
今後の展開	B				
今後の展開	継続				

② 自転車活用による楽しみ・メリットの周知

施策	<p>理念（VISION）にあるように、「安全・安心かつ快適に、自転車で楽しく出かけたいような空間・意識・しくみづくりを進める」ためには、移動手段としての利便性だけでなく、健康面でのメリット、自然環境に与える良い影響など、自転車を楽しく安全に活用するための情報提供等を行うことで、多くの市民の主体的な参加を促進することが重要なポイントになります。</p> <p>序章で記載している「市民のメリット」「事業者のメリット」「地域のメリット」といった点も含め、より多くの市民に自転車への興味を持ってもらえるよう、自転車活用による楽しみ・メリットに関する様々な情報発信を積極的に行います。</p> <p>また、市職員に対しても様々なメリットを周知することにより、公務で移動する際の交通手段として自転車の利用を推進します。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	<p>電動アシスト付き自転車の利便性、健康推進等を周知し、市職員のシェアサイクル公務利用を開始。また、公用の電動アシスト付き自転車を購入し、業務での自転車利用を推進。</p>				
評価	B				
今後の展開	継続				

③ 健康づくり関連事業と連携した周知・啓発

施策	<p>生活習慣病などの予防には、継続して運動をすることが重要です。そのためには、日常生活の中に運動を取り込んでしまうことが効果的です。</p> <p>サイクリングは、手軽な運動手段として身体的・精神的な健康づくりに有用であるとされているため、自転車を利用した健康増進に関する広報啓発を実施します。また、健康づくり対象事業との連携による自転車利用促進の仕組みづくりに取り組みます。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	未実施				
評価	-				
今後の展開	-				

⑭ 民間事業者等や立川競輪等と連携したサイクルスポーツ振興

施策	本市を活動拠点とするスポーツ団体や立川競輪、その他の事業者等と連携し、スポーツとしての自転車に触れる機会を提供することにより、サイクルスポーツの振興に努めます。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	たちかわ創造舎（旧多摩川小跡地活用）でサイクル関連事業を実施。 ・たまライド（多摩川を起点としてロングライドを楽しむイベント、R7.10月末時点で8回実施） ・サイクルサッカー（R7.10月末時点で55回実施）				
評価	B				
今後の展開	継続				

⑮ 旧多摩川小やたまりパー50キロ等、立川市内の自転車余暇利用スポットを拠点とした施策の展開

施策	本市の特色ある自転車余暇利用スポットを拠点として、自転車を楽しむことのできる施策の展開について検討します。				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	たちかわ創造舎（旧多摩川小跡地活用）でサイクル関連事業を実施。 ・Brompton（イギリス製の折りたたみ自転車Bromptonを楽しむイベント、R7.10月末時点で1回実施） ・自転車のみの市（自転車関連物品のフリーマーケット、R7.10月末時点で1回実施） 国・東京都に対してサイクリングロードを整備しやすい環境づくりを推進・支援するよう要望書を提出。				
評価	B				
今後の展開	継続				

(2) シェアサイクルの普及促進

②6 商業、観光関係者等と連携したシェアサイクル導入の検討

施策	<p>市内商業・観光関係者と連携し、自転車を活用した観光地域づくりのための取組を検討します。 自転車の活用が進めば、まちの回遊性が向上し地域の活性化につながります。自転車での観光地巡りは、地元の飲食店や商店などの発展にもつながるため、観光地、商業施設、飲食店等の近傍へのシェアサイクルステーション設置等の利用環境整備も含め、取組を検討します。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	<p>シェアサイクル事業者と連携し、ステーションの増設（R6年度末58箇所→R7.10月末時点71箇所）を行い、シェアサイクル利用環境の整備を推進。</p>				
評価	B				
今後の展開	継続				

②7 観光視点の施策展開

施策	<p>本市は国営昭和記念公園をはじめ、アニメ等の舞台として使用されたスポットが点在しており、そのようなスポットを巡る「聖地巡礼」と呼ばれる観光も多く行われています。それらの観光資源と自転車を掛け合わせ、本市の観光促進につなげることにあわせて、そこからさらに買い物や飲食につなげるための取組を検討します。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	<p>国営昭和記念公園をはじめ、観光施設周辺にシェアサイクルステーションを設置。</p>				
評価	B				
今後の展開	継続				

②8 MaaSによる移動の利便性の向上

施策	<p>シェアサイクルが公共交通機関を補完する移動手段であると捉え、公共交通機関との連携や利便性を向上させ、自宅や目的地近くまでの公共的な移動手段を確保し、「ラストワンマイル」の移動の充実を図ります。 また、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであるMaaSの活用により、自家用車以外の移動の選択肢を拡充する等、シェアサイクルやバス・鉄道等の利用促進について検討します。</p>				
実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	<p>立川MaaS推進協議会に参加し、テクノロジーを活用した多様な移動手段やサービスの動向を注視。シェアサイクルについては、ステーションの増設を継続。</p>				
評価	B				
今後の展開	継続				